



「ふるさと信州・環の住まい基本指針」の概要

- 環境共生と地域の産業循環に配慮した信州の木造住宅 -

平成21年(2009年)2月3日
建設部 住宅課 企画係
(課長)米木 善登 (担当)塩入 一臣
電話:026-235-7339(直通)
026-232-0111(代表) 内線3650
FAX:026-235-7486
E-mail:jutaku@pref.nagano.jp

1 「ふるさと信州・環の住まい」とは

「ふるさと信州・環の住まい」とは、次の要件を満たす木造住宅です。

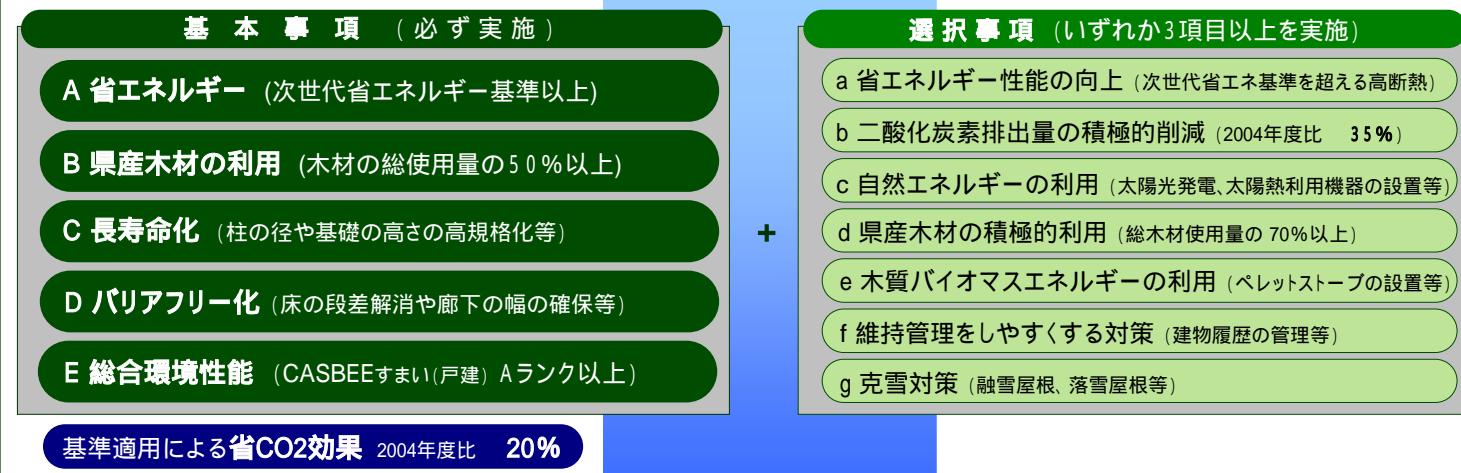
- 1 信州の気候条件や地域特性などの住宅の立地条件や住まい方に応じて、自然エネルギーを有効に利用し、建物と設備機器の設計や選択に注意を払っていること。
- 2 通年で快適な生活環境を確保できるよう、居住性や利便性の水準を向上させるものであること。
- 3 建設時の工夫や長寿命化などにより、建物の建設からその役割を終えて解体するまでの間の二酸化炭素排出量とコストの削減を図るものであること。
- 4 地域の材料を積極的に活用することなどにより、地域の資源や産業の循環に資するものであること。
- 5 長野県住生活基本計画および長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に掲げる目標の達成に資する木造住宅であること。
- 6 長野県地球温暖化防止県民計画における家庭部門の削減目標の達成に資するものであること。
- 7 家族や世代を超えた社会の資産となる良質な住宅であること。

2 視点とイメージ

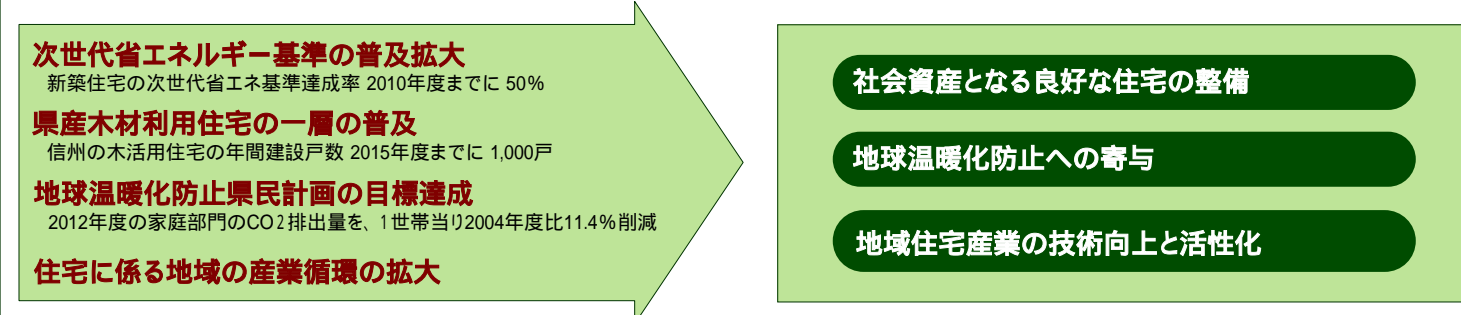


3 基準の概要

「ふるさと信州・環の住まい」が備えるべき具体的な基準には、基本事項と選択事項があります。



4 「ふるさと信州・環の住まい」が目指すもの



5 推進体制



6 事業日程

